

入所申請のご案内

社会福祉法人晴幸福社会

特別養護老人ホーム

ウォームヴィラ新庄園



対象となる方

1. 要介護3から5と認定された方。
 2. 当園の方針に賛同していただけるご利用者及びご契約者。
- ※ 申請されていても、身体状況、精神状況によって入所できない場合があります。

例) 糖尿病が重篤な場合。

胃ろう造設等により経口摂取が困難な場合。末期がんの場合。

気管切開されている場合。インシュリン注射が必要な方ほか

医療の必要な方。その他のご利用者や職員への暴力・暴言で

入所困難と判断した場合。

申請方法

「窓口での直接の申し込み」または「郵送」により、お申込みいただけます。

- 提出書類
- ① 申請書
 - ② 介護保険証の写し

窓口受付の場合

その場で申請書を記載していただくことも可能ですが、不明な点があれば後日の提出となります。

提出書類①②

申し込みを受け付けた際に、「申し込み受け付け書」をお渡します。

郵送での受け付けの場合

- ① 申請書

② 介護保険証の写し

③ 84 円切手を貼った返信用封筒 (長 3 封筒)

入所申請の有効期間

入所申し込みは、申し込み者が取り下げなければ順番が来るまで有効となります。入所の順番が来るまでに何らかの理由により入所の必要性が無くなった場合は、速やかに申請取り下げの電話連絡をお願いします。

ウォームヴィラ新庄園の生活支援の方針

令和2年度より、「終の棲家」をコンセプトに、利用者様の余生を自然豊かなこの地で家庭菜園やお料理教室、音楽教室等で楽しみを持って生活していただきたいと思えます。又、今までの慣れ親しんだ生活の活動もできるだけ継続していただけるように、環境を整えています。利用者様の支援計画は、多職種のスタッフとご契約者様との話し合いがその柱となっています。ご利用者様が当園での生活を穏やかに過ごして頂くためにはご家族様のご協力は欠かすことはできません。ウォームヴィラ新庄園は、ご家族様とともにご利用者様の生活をしっかりと支えていきたいと考えています。

入所後の契約者の役割

1. ご利用者様についての話し合いの参加について

介護計画を立てるためやそれを評価して見直すために話し合いに参加していただきます。その際に、ご利用者様の今までの生活習慣や嗜好、価値観や願いや要望を

お聞きします。そのことを参考に様々な認知症症状の緩和に繋がる情報をもとに介護計画を立てていきます。また、馴染みの物を持ってきていただくことや面会についてのこともご相談させていただくこともあります。話し合いは、入所当初、入所一ヶ月後、以降半年毎ですが、退院後やご利用者様の状況に応じて随時実施いたします。

2. 身体拘束と転倒リスクや様々なリスクについて

当園は、いかなる理由があってもご利用者様への身体拘束はいたしません。そのために転倒・転落によるリスクを避けることができません。筋力の低下や認知症症状の悪化による危険性については担当職員よりその都度説明いたします。また、認知症周辺症状における様々なリスク対策は実施いたしておりますが、事故は100%防止することはできません。そのこともあわせてご理解ください。

3. ワクチン接種について

当施設は、感染予防対策を充分に行っておりますが、集団感染予防の為に入所時、及び入所中は、インフルエンザワクチン、新型コロナワクチン等の予防接種をして頂くことをご理解ください。

4. 緊急の診療について

体調の急激な変化によって救急搬送した場合やご家族様の到着が待てない場合は、当園職員がついていくこととなります。その場合、職員にかかりました交通費は、

すべてご利用者様負担となります。また、夜間や急な往診が必要な場合も、医師の交通費は負担していただくことになります。

5. ご利用者様の通院について

入所後の身体的・精神的変調による通院は、原則としてご家族様で行っていただきます。病院への通院は、時間がかかるうえに現場の労力が減ることとなり他のご利用者様の生活支援の支障にもなります。ご家族様の都合がつかない場合は、介護タクシーやヘルパーを活用させていただきます。（費用は、実費です。）但し、病状等によって職員の付き添いが必要な場合は当園で行います。（費用は実費です。）その時もお家族様の付き添いが必要です。

6. ウォームヴィラ新庄園の看取り介護について

当園で看取り介護を実施すると決められた場合、一週間に一回、状況の変化の説明や支援方法について話し合いをします。看取り介護は、ご家族様を中心としてご利用者様の残された人生を充実したものにする介護です。家族として最期に何ができるのか、家族にしかできないことも職員とともに考え、心残りがないように支援していきます。また、宿泊することもできます。「最期の時」は、宿泊しご利用者様を看取っていただきます。

7. 衣替えについて

5月に春夏もの、10月に秋冬ものを持ってきていただきます。

その時に、前のシーズンの物をお持ち帰りいただきます。

パジャマ	5組	靴下	5足
普段着 上	5組	肌着	5組
普段着 下	5組	バスタオル・タオル	各5枚
パッチ 冬のみ	5組	※汚れの多い方は表記以上の枚数をご用意ください。	

※注意点 全てのものに当園指定のネームラベルを縫い付けてください。

ネームラベルは入所契約時に発注をさせていただきます。

洗濯しても傷まない素材を選んでください。

必ずしも新しいものでなくても結構ですが、ご利用者様の意向に添った色や肌触りの物をお持ちください。

8. 物品の管理について

物品管理を3つの区分に分けています。

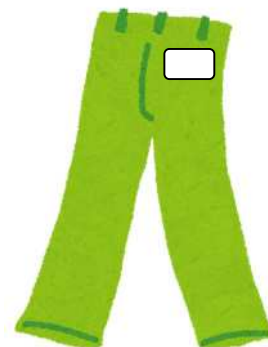
①	施設スタッフが完全管理おこなっているもの	薬や金銭等
②	基本は施設スタッフが管理をおこなっていますが、利用者様が使用するもの	衣類、使用されている器具・備品
③	利用者様が管理をおこなっているもの	眼鏡・アクセサリー・補聴器等

※ ②と③区分の物品は、紛失や破損のリスクが高いことをご了承ください。

衣類名前付け(ネームラベル)についてのお願い



靴下はゴム口の下
の外側に片足ずつ
ネームラベルをつけて
ください。



パンツ、パッチ、ズボンなどは、表面の左前下に
ネームラベルをつけてください。



上服、肌着、パジャマの上着、トレーナー、カーディガンなどは、
首元にネームラベルをつけてください。



タオル、バスタオルなどは、
内側、外側、どちらでも結構ですの
で、ネームラベルをつけてください。

お名前を印刷したネームラベル (家庭用アイロンで接着)
です。油性マジックとは違い、消えることはありません。
付ける位置は必ず決められた位置でお願いします。
必ず、両端の縫い付けもお願いいたします。



サイズ 20mm×50mm

9. 備品・器具・消耗品について

器具・備品について一時的な使用については当園の物を使用させていただきます。
しかし、当園に用意がない物や個人が希望して使用するもの、3ヶ月以上独占的に使用する器具・備品は購入させていただきます。

消耗品については生活していただく上で必要になる可能性のある物についても自己負担で購入して頂きます。それらの物は介護料の中に含まれておりません。
(医療処置した場合のすべての材料費 ガーゼ代、注射器代、カテーテル代、胃ろう PEG 代など)

10. 入所の契約について

契約書の提出は、入所日の1週間前までにご提出してください。契約書は、よくお読みになって契約者1名、保証人1名（同居家族も可。）の署名押印した上で提出してください。不備ある場合は入所していただけません。

11. 介護料の支払いについて

介護料は、月末締め翌月20日の支払いとなります。

お支払方法については以下の2通りの方法からお選び下さい。

① 口座振替による支払い

はじめに20万円以上（2ヶ月分の利用料の概算金額）残高のある奈良県農業協同組合の通帳（ご利用者様名義）をお預かりします。その通帳は当園が管理し、口座振替いたします。通帳をお持ちでない方は開設手続きを当園で行います。新規作成入金分として現金で20万円をご持参ください。そして、それが年金振込口座となるよう手続きをしてください。

月々の支払いが、利用者様の年金だけでは不足が生じる契約者様は毎月 15 日までに引落し金額と 20 万円(3ヶ月相当分)の残高があるように入金してください。

「奈良県農業協同組合」で預り金させていただくのは、渉外職員が毎日来園し金銭的な要請に対応してくれるようご協力いただいているためです。

② クレジットカードによる支払い

ご契約者様・保証人のいずれかの名義のクレジットカードによる決済払いが可能です。介護料がクレジットカード会社に通知され、ご契約者様に請求されます。初回は来園して手続きしていただきますが、次月からは来園不要です。ただし、カード決済が不可となった場合は、即時口座振替の手続をさせていただきます。

クレジット支払いを希望される契約者様は、預り金 20 万円は不要です。小口現金預り金として、3 万円を用意していただきます。(残高が無くなりましたらクレジット決済させて頂きます。)

12. 介護料の支払いが滞った場合

① 口座振替の方

20 日に口座振替ができなかった場合は、ご契約者様に電話もしくは文書で督促いたします。督促後、速やかに当園に持参いただくか、振込で入金をお願いします。(手数料は契約者様負担でお願いします。)

② クレジット支払いの方

クレジット決済が不可の場合は、即日連絡いたしますので、当園指定の口座に振込で入金してください。(手数料は契約者様負担でお願いします。)

※介護料を3か月滞納されますと退所となります。

13. 預かり金台帳確認について

当園で管理しているご利用者様の預かり金を確認していただくために、2月・5月・8月・10月に来園していただきます。

確認時間 : 午前10時00分～12時00分

午後1時00分～15時00分

持ち物 : 印鑑

14. 預かり金について

ご利用者の預かり金より出金するもの。

お通帳より支出	小口現金より支出
介護料	医療費
事務費	薬代
くもん学習療法	散髪代
日用品費・おやつ代・喫茶代等	ご依頼者様より依頼の
保険外利用料	あった物の実費
その他	その他

15. 家族様より預かり金を出金する場合。

出金者をご契約者様にかぎり当園所定の出金依頼用紙を提出してください。

出金は振り込みにかぎり期間は入金までに1週間かかります。事情により

その他の人が出金する場合は、ご契約者様の委任状が必要です。

16. 退所について

使用されていた衣類も含めたすべての物を持って帰っていただきます。

荷物整理は、家族ができる最期の役割です。ご利用者様への思いを寄せながら

荷物を整理していただきますようお願いいたします。

17. 清算について

退所手続きは退所後1週間以内に行ってください。対応時間は13を参照してください。退所手続きは、未払いの利用料のお支払と預かり金・保険証・通帳・印鑑等貴重品の返却となります。

退所後に証明書が必要な場合は、来園予定の前日までに連絡してください。急な要請は職員が不在によって、対応できない事がありますのでご注意ください。

入所が近づいてきたら

入所が近づいてきたら、入所担当者より電話連絡させていただきます。その後、ご利用予定者様と面接させていただいて身体的、精神的に入所可能なのかを判定させていただきます。医療対応が必要な状態や精神状況が極度に不安定な状態等入所困難であると判断する場合があります。入所可能と判断した場合に、入所日を待つていただくことになります。入所日の決定は、急になることがありますのでご了承ください。

入所日が決定して提出いただく物

1. 契約書・重要事項説明書（入所日の1週間前まで）
2. 診断書・医療情報提供書（入所日の1週間前まで）
3. 年金証書（入所当日）
4. 印鑑（口座の入出金用に施設で預かります。）（入所当日）
5. 医療保険証・介護保険証（入所当日）
6. 障害者手帳（お持ちの方のみ）（入所当日）
7. ご本人名義の奈良県農業協同組合の通帳（入所日の1週間前まで）
（2ヶ月分の利用料の概算金額20万円以上入金されているもの）

※通帳をお持ちでない場合はこちらで作成させていただきます。新規作成入金分として現金で20万円をご持参ください。

8. 日用品につきましては、入所後、フロア担当者から説明させていただきます。

9. 衣類 (入所当日) ※全ての衣類に当園指定のネームラベルを付けてください。入所日が決定した時点でネームラベルを発注させていただきます。到着次第、受取に来てください。ただし、キャンセルはできませんのでご了承ください。

パジャマ	5組	靴下	5足
普段着 上	5組	肌着	5組
普段着 下	5組	バスタオル・タオル	各5枚
パッチ 冬のみ	5組	※汚れの多い方は表記以上の枚数をご用意ください。	

衣替えの時期は、お知らせします。

問い合わせ

社会福祉法人晴幸福社会 特別養護老人ホーム



ウォームヴィラ新庄園

〒639-2136 奈良県葛城市平岡 528 番地

電話 0745-63-1150 F A X 0745-63-1156

メモ



令和5年4月1日改正